

## 2024後期 玉掛け技能講習のご案内（実施計画）

一般財団法人 日本産業技能教習協会 — <http://www.kyousyu.org> —  
 熊谷教習所 熊谷市三尻 3858 TEL 048-532-5781  
 本部 荒川区東日暮里 6-60-10 日暮里駅前中央ビル 8F TEL 03-5838-6924

（初版 R6.8.5作成）

就業制限に関する法令（労働安全衛生法第61条、施行令第20条）により、制限荷重が1t以上の揚荷装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの作業は、玉掛け技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。（労働安全衛生規則第41条、別表第3参照）

当協会は、埼玉労働局登録教習機関（登録第 86 号）として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

（埼玉局登録第 86 号 教習機関登録更新予定日:2024年3月30日）

### 1. 日程、定員など

実施回	1	2	3	4
日程	10月 15～17日	11月 25～27日	1月 27～29日	3月 17～19日
開催場所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所
定員	30名	30名	30名	30名

### 2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

### 3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	3日	¥29,700(27,500+2,200)	玉掛けの補助作業に6ヶ月以上従事
B	3日	¥29,700(27,500+2,200)	業務経験(つり上げ荷重1t未満)が6ヶ月
C	3日	¥29,700(27,500+2,200)	①クレーン等運転士免許 ②床上操作式か小型移動式クレーン技能講習修了
D	3日	¥29,700(27,500+2,200)	クレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事(特別教育修了)
E	3日	¥33,000(30,800+2,200)	未経験者

\* 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

一部免除を受ける方は、その資格を有することを証明する免許証又は技能講習修了証・特別教育修了証を必ず提示して下さい。（写しも添付のこと）

各コース受講資格の詳細は、裏面の講習科目免除一覧にてご確認ください。

\*Aコース受講者は、玉掛け有資格者の捺印・修了証のコピーを必ず添付してください。

\*A,B,Dコースを希望する方は、事業主の証明が必要になります。

### 4. 講習科目及び時間 全科目受講者については次のとおりです。(19時間)

受付 8:00～8:30 講習開始 8:45～

講習科目						時間割例	講習時間	講師の氏名
コース (科目免除)	A	B	C	D	E			
クレーン等に関する知識	○	○	○	○	○	1日目 8:45～9:45 9:50～11:55 12:45～17:00	1時間	原田 一男
クレーン等の玉掛けの方法 ①	○	○	○	○	○		6時間	原田 一男 安川 基行
力学に関する知識	○	○	/	○	○	2日目 8:45～11:55 12:45～13:45 13:50～14:50 14:55～15:55 16:00～17:00	3時間	柿沼 勇一
クレーン等の玉掛けの方法 ②	○	○	○	○	○		1時間	柿沼 勇一 安川 基行
関係法令	○	○	○	○	○		1時間	安川 基行
学科試験	○	○	○	○	○		1時間	
合図実技	○	○	/	○	○		1時間	原田 一男 強瀬 昇
玉掛け実技	○	○	○	○	○	3日目 8:45～11:55 12:45～15:55 16:00～	6時間	柿沼 勇一 安川 基行
実技試験	○	○	○	○	○			

### 5. 申込方法

①WEB フォーム、②WEB サイトから印刷した予約申込書の FAX③お電話、の何れかの方法にて、各講習会場にお申込ください。折り返し、弊協会より「受講申請書」等を郵送いたします。到着後、必要事項を記入して、写真1枚「縦4cm×横3cm」を貼付し、本人確認書類写しを添えて、ご受講日より前に必着でご返送ください。

**\*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。**

**\*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。**

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

**\*注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

### 6. その他

・講義の実施は日本語であり、使用テキストも日本語のみ対応しております。

恐れ入りますが、技能講習、特別教育ともに、日本語理解が不十分な方のご受講はお断りさせていただいております。

当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会で受けた複数の技能講習の修了を一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。（講習初日に連絡があります。）

・20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。（講習実施予定の1ヶ月前までにご連絡下さい）

## 玉掛け技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることができる者	免除科目
A	玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の玉掛けの方法</li> <li>・クレーン等の玉掛け(実技)</li> </ul>
B	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者(玉掛け特別教育修了者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の玉掛けの方法</li> <li>・クレーン等の玉掛け(実技)</li> <li>・クレーン等の運転のための合図</li> </ul>
C	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、(旧)デリック運転士免許、又は、揚荷装置運転士免許を受けた者  床上操作式クレーン運転技能講習、又は、 <b>小型移動式クレーン運転技能講習</b> を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識</li> <li>・クレーン等の運転のための合図</li> </ul>
D	安衛法施行令第20条第6号もしくは第7号の業務、又は、安衛則第36条第6号もしくは第15号から第17号までの業務(クレーン等の運転の業務)に6ヶ月以上従事した経験を有する者  鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山においてクレーン(安衛法施行令第20条第6号のクレーンに限る)の運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の運転のための合図</li> </ul>
E	その他の者	なし

\*A・B・Dコースは、時間免除はありません。(実技試験の免除は、一部あります。)  
実技時間は、各コース7時間です。